

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 2 日現在

機関番号：16201

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730057

研究課題名(和文)労働関係におけるサンクション規制の課題と展望 - 日独の比較法研究 -

研究課題名(英文)The rules of sanctions in laborrelations

研究代表者

細谷 越史 (Hosotani, Etsushi)

香川大学・法務研究科・准教授

研究者番号：60368389

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円、(間接経費) 570,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、労働者の非違行為等に対して使用者が行使しうるサンクション(損害賠償請求、普通解雇、懲戒解雇、退職金の減額・不支給など)について、サンクションやケース相互の関連性も考慮しながら、より具体的な原理・原則からより明確な法的基準を導出すべく、今後の労働契約法等の解釈論や立法論のあり方を提示するよう試みた。

研究成果の概要(英文)：This research has tried to consider the rules of sanctions in laborrelations (claim for compensation, dismissal, reduction in payment etc.) in Japan and Germany. The research has thought about concrete principles and clear standards and then I have resolved the Method of interpretation and legislation about the rules of sanctions in near future.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：労働者の損害賠償責任 解雇制限

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 日本においては、従来の終身雇用制度が後退し、近年、成果・能力主義的雇用管理が強化される中で、労働者が非違行為により企業に損害や不利益を与えるケースや、勤務成績・労務給付の不良のケースなどにおいて、使用者が労働者に対して損害賠償請求や解雇などのサンクション(広義の制裁)に訴えるケースが増加してきた。これまで、こうした企業から労働者に対するサンクションがどのように規制されるのかについての学説の検討は十分に行われてこなかったが、上述のような裁判状況の変化を受けて、近年ようやく、労働者が過失等により使用者に損害を与えた場合の賠償責任の問題が論じられるようになってきた。また、労働者の非違行為などを理由とする解雇については、以前は判例が少なかったが、最近では勤務成績不良のケースなどを含めて裁判で争われるケースが増加傾向にあり、学説の議論も次第に活発化しつつあった。なお、使用者のサンクションとしては、損害賠償請求、普通解雇、懲戒解雇、退職金の減額不支給などが考えられるが、従来はその規制のあり方は、サンクション相互の関連性を殆ど考慮することなく、各サンクション毎に別々に検討されるにとどまっていた。

(2) 私は、信義則(民法1条2項、労働契約法3条4項)という一般条項を根拠に労働者の過失の程度や使用者側の保険加入の有無などを総合的に考慮して労働者の損害賠償責任範囲を判断する判例の手法には、非対等な労使関係のもとで生じた損害の負担を決定する具体的な根拠や明確な基準を欠くのではないかという問題意識から、労働者の責任制限法理を研究してきた。従来からのドイツ法研究をふまえて日本の責任制限法理を再検討し、それを博士論文にまとめた後、この問題について日本労働法学会第115回大会で報告し、その内容を論文にまとめた。しかし、その後も、ドイツにおいては労働者の損害賠償責任をめぐる新たに登場してきた論点を含めて一層活発に議論が展開されてきた。

(3) このように損害賠償責任を研究する過程において、この手段は同じく非違行為などに対するサンクションである解雇や退職金の減額・不支給などと同時に行われることなどに鑑みて、サンクション規制のあり方を包括的・体系的に研究する必要性が感じられるようになった。そこで、本研究においては、日独の責任制限法理の研究をより緻密で内容豊富なものに発展させて、とくに研究書の発表に結実させることが最重要の課題であり、それをふまえて、隣接するサンクション分野である解雇法理などに研究対象を拡大することもまた重要な課題と位置づけられるに至った。

### 2. 研究の目的

(1) 本研究は、すでに損害賠償請求や解雇などのサンクションに対する規制をめぐる判例・学説の蓄積が豊富にあるドイツ法の検討をふまえて、日本における使用者の損害賠償請求や解雇などのサンクションに対する規制のあり方を包括的・体系的に解明することを目的とした。また、本研究は、従来の研究手法の課題を乗り越えて、サンクション相互やケース相互の関連性も考慮しつつ、全体として体系性を有するサンクション規制のあり方を検討することにより、サンクションの実態に即した、労使双方に説得的でより明確な紛争解決の規範を提示し、今後の労働契約法、労働基準法、民法(債権法)等のサンクション規制に具体的な指針を与えることをも目的とするものであった。

(2) さらに、本研究は、ドイツ法との比較研究を基礎に据えるものであることから、ドイツでの研究滞在や研究交流を通じてドイツ法により精緻で実質的な理解を深めることを目的とするものであった。そのため、以前から学术交流のあるゲッティンゲン大学での資料収集をはじめとして同大学のクラウゼ教授らに対する聞き取り調査や意見交換あるいは労働裁判所での聞き取り調査や裁判傍聴などを通じて、理論面のみならず裁判実務などの面からの問題理解を深めたり、独文による研究論文を公表することで外国人研究者や実務家との相互の研究交流を促進するための基礎を形成することも重要な課題であると考えられた。

### 3. 研究の方法

(1) 本研究は、まず、ドイツの責任制限法理の中で近年判例・学説が活発に論じてきた、重過失事例における責任制限の手法、責任制限法理の強行性・任意性をめぐる議論、金銭・物品の管理を行う地位の高い労働者に対する同法理の適用拡大の理論、違約罰と責任制限法理の関係、労働者の責任を加重する合意や約款の審査手法などについて研究を進めることとした。その際に、以前から交流のあるドイツのゲッティンゲン大学で必要な資料収集を行い、また同大学のクラウゼ教授や労働裁判所での聞き取り調査などを通じて、ドイツの責任制限法理のより正確な理解を得られるように努めた。そのうえで、ドイツ法との比較の見地から、日本の責任制限法理について具体的な根拠からより明確な判断基準を導き出すという視点をふまえて再検討するに至った。とくに日本の重要課題である、重過失事例における責任制限の根拠と基準、労働者の過失等の証明責任、責任制限法理の法的性格、責任加重する合意・就業規則・労働協約の効力審査基準等の解明に従事した。また、日本には特有の退職金制度が存在するため、相互に機能的な関連性をもつ損

害賠償請求と退職金の減額・不支給との調整  
ルールの解明にも取り組んだ。

(2) 責任制限法理の研究をさらに発展させる  
中で、さらに研究対象を隣接する普通解雇  
の法理などに拡大した。解雇の問題について  
もドイツでの資料収集、研究者や裁判官など  
に対する聞き取り調査や意見交換を実施し、  
ドイツ解雇法に関するより精確な理解を深  
めることができた。とくに、ドイツ解雇法に  
おける「比例原則」や「予測原則」の確立ま  
での議論の経緯や正当化のための根拠づけ、  
かかる原則に基づく解雇回避手段の内容、過  
去の過失行為と予測原則の関係、過失行為の  
評価方法(責任制限法理との共通性はある  
か)などについて検討をくわえた。また、こ  
うしたドイツ法研究からヒントを得て、日本  
における非違行為や勤務成績不良等を理由  
とする解雇をめぐる判例・学説の整理・検討  
を行った。ここでも、従来の研究手法の限界  
を意識して、サンクション相互やケース相互  
の関連性も考慮しながら、解雇規制のあり方  
に再検討をくわえることとした。

#### 4. 研究成果

(1) 上述の研究方法を通じた労働者の損害賠  
償責任に関する研究の成果をとくに  
“Entwicklung und Aufgaben der  
Haftungsbeschränkung des Arbeitnehmers in  
Japan, Zeitschrift für Japanisches Recht,  
Nr. 32, 2011, 223~237 頁や「郵便事業(特  
定郵便局局長)事件 福岡地裁平成20年2  
月26日判決 (労働判例962号37頁)」、  
香川法学31巻3・4号(2012年)51頁~62  
頁として発表することができた。前者の独文  
論文は、労働者の損害賠償責任に関するドイ  
ツ法の整理をふまえて日本の判例・学説に整  
理・検討をくわえることにより、日本法の問  
題状況や今後の解釈のあり方などを外国人  
研究者らに発信するものであり、またこれは  
ドイツでの聞き取り調査や意見交換をスム  
ーズに進める一要因として機能することと  
なった。後者の判例評釈は、故意や重過失に  
より重大な損害が発生したというケースに  
関する近年の重要な判例について詳細に整  
理・検討をくわえたものである。この他、懲  
戒法理や就業規則法理をも対象とする本研  
究を活かして、「第12章 雑則」西谷敏・野  
田進・和田肇編『別冊法学セミナーNr. 220  
新基本法コンメンタール 労働基準法・労働  
契約法』(2012年、日本評論社)287頁~293  
頁を公表することができた(以下の主な発表  
論文等の項目を参照)。

(2) また、ドイツでの研究滞在における研  
究者や実務家らとの意見交換や実態調査を  
ふまえ、これまでの日独の比較法研究を集大  
成する形で『労働者の損害賠償責任』(2014  
年、成文堂)1~220頁を公表することができ  
た(以下の主な発表論文等の項目を参照)。

なお、この研究書においては、日独の労働者  
の責任制限法理に関する判例・学説を比較し  
ながら整理・検討し、今後の日本の責任制限  
法理のあり方を展望したものである。その内  
容は、責任制限の根拠、適用範囲、具体的な  
責任判断の基準、証明責任を中心に重要な論  
点を包括的に論じるものである。くわえて、  
損害賠償請求と関連するサンクションであ  
る懲戒解雇や退職金の減額・不支給の相互  
の関連性について整理し、とくに損害賠償請  
求と退職金の減額・不支給との調整のルール  
について言及した。本書は労働者の損害賠償  
責任を労働法の観点から包括的かつ体系的に  
論じた数少ない研究書の一つであり、これま  
で本格的な研究の少なかったこの問題領域  
について学界に大きなインパクトを与える  
ことが予想される。

(3) その後、責任制限法理の研究をさらに  
発展させる中で、「No. 19 労働者の損害賠償  
責任」土田道夫・山川隆一編『労働法の争点  
〔第4版〕』(2014年、有斐閣)42~43頁を  
発表し、さらに研究対象を隣接する普通解雇  
の法理に拡大した。解雇の問題についてもド  
イツでの資料収集、研究者や裁判官などに  
対する聞き取り調査や意見交換を実施し、ドイ  
ツ解雇法に関するより精確な理解を深める  
ことができた。こうしたドイツ法研究から示  
唆を得て、日本における非違行為や勤務成績  
不良等を理由とする解雇をめぐる判例・学説  
の整理・再検討を行った内容を「労働者の非  
違行為等の事例に関する普通解雇規制の再  
検討」根本到・奥田香子・緒方桂子・米津孝  
司編『労働法と現代法の理論 西谷敏先生古  
稀記念論集(上)』(2013年、日本評論社)503  
~525頁として発表することができた(以下  
の主な発表論文等参照)。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

細谷越史「郵便事業(特定郵便局局長)事件  
福岡地裁平成20年2月26日判決 (労  
働判例962号37頁)」香川法学31巻3・4号  
(2012年)51頁~62頁、査読無し

細谷越史“Entwicklung und Aufgaben der  
Haftungsbeschränkung des Arbeitnehmers in  
Japan”(日本における労働者の責任制限法  
理の展開と展望), Zeitschrift für  
Japanisches Recht, Nr. 32, 2011, 223~237  
頁、査読有り

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計4件)

細谷越史「No. 19 労働者の損害賠償責任」土  
田道夫・山川隆一編『労働法の争点〔第4版〕』

(2014年、有斐閣) 42～43頁

細谷越史『労働者の損害賠償責任』(2014年、成文堂) 1～220頁

細谷越史「労働者の非違行為等の事例に関する普通解雇規制の再検討」根本到・奥田香子・緒方桂子・米津孝司編『労働法と現代法の理論 西谷敏先生古稀記念論集(上)』(2013年、日本評論社) 503～525頁

細谷越史「第12章 雑則」西谷敏・野田進・和田肇編『別冊法学セミナーNr. 220 新基本法コンメンタール 労働基準法・労働契約法』(2012年、日本評論社) 287頁～293頁

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕特になし

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者 細谷 越史 (HOSOTANI Etsushi)

香川大学・法務研究科・准教授

研究者番号：60368389

(2) 研究分担者 なし  
( )

研究者番号：

(3) 連携研究者 なし  
( )

研究者番号：